

○国土交通省告示第千二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年十一月十五日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道58号改築工事（名護東道路・沖縄県名護市字世富慶前平地内から同市字数久田平良石原地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 沖縄県名護市字世富慶前平原、字世富慶前袋原、字数久田九年迫原、字数久田福地原、字数久田轟木原、字数久田前平原及び字数久田平良石原地内
- 2 使用の部分 沖縄県名護市字世富慶前平原、字世富慶前袋原、字数久田佐安原、字数久田九年迫原、字数久田福地原、字数久田轟木原、字数久田前平原、字数久田与那崎原及び字数久田平良石原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県名護市字伊差川喜知留原地内の伊差川インターチェンジから同市字数久田平良石原地内の数久田南交差点（仮称）までの延長6.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道58号改築工事（名護東道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道58号（以下「本路線」という。）は、鹿児島市を起点とし、西之表市、奄美市、名護市、宜野湾市、浦添市等を経由して那覇市に至る延長274.9kmの路線であり、本件事業は、名護市字伊差川喜知留原を起点とし、同市字数久田平良石原に至る延長約8kmの自動車専用道路として計画された名護東道路の一区間である。

沖縄県内における本路線は、沖縄本島中南部の人口集中地域と北部の観光・リゾート地域及び農山村地域を結ぶ主要幹線道路であり、沿線地域の経済、観光及び生活を支える道路として重要な役割を担っている。

本路線が通過する名護市は、沖縄本島北部における主要都市であり、その周辺には国営沖縄記念公園海洋博覧会地区や世界遺産（文化遺産）及び国の史跡に指定されている今帰仁城跡をはじめ多くの観光資源が存することから、国内外を問わず年間を通じて多くの観光客が訪れている。また、沖縄本島北部は農業が盛んな地域でもあり、キク、アセロラ、パインアップル等の農産物は、本路線等を介して那覇空港から全国へ出荷されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、観光等による通過交通に広く利用されるとともに、名護市の既成市街地を通過し、沿線には商業施設等が集中していることなどから、観光等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能が十分に発揮できていない状況にある。

平成29年8月に起業者が実施した渋滞状況調査によると、平日では、白銀橋（東）交差点（宮里方面側）において最大渋滞長150m、最大通過時間約3分、休日では、城一丁目交差点（世富慶方面側）において最大渋滞長320m、最大通過時間約7分が確認されている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成29年9月等に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定められた基準等を満足するとされており、騒音等については環境基準等を超える値が見られるものの、遮

音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオカヤドカリ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるイボイモリ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているスグカワニナ及びウロコケマイマイ、絶滅危惧ⅠA類として掲載されているフナ属の1種、タウナギ、アカボウズハゼ、ハヤセボウズハゼ及びアオバラヨシノボリ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオオイシカグマ、ヤエヤマネコノチチ及びカクチョウラン、準絶滅危惧として掲載されているマツバランその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、オカヤドカリ及びウロコケマイマイについては、一部の生息地が改変されることから、移設の保全措置を講ずることとしている。イボイモリ、スグカワニナ、フナ属の1種、タウナギ、アカボウズハゼ、ハヤセボウズハゼ及びアオバラヨシノボリについては、トンネル掘削工事により沢かれが起こる可能性があることから、必要に応じて止水対策を実施することとしている。ニホンウナギについては、工事により生息域が分断される可能性があることから、水路を設置して移動経路を確保する保全措置を講ずることとしている。オオイシカグマ、ヤエヤマネコノチチ、カクチョウラン及びマツバランについては、工事によって生息地が改変することにより一部の個体が消失すると予測されることから、移植の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、集落海側回避案、トンネル短絡案及び集落回避短絡案（以下「申請案」という。）の3案による検討が行われている。申請

案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いが、移転対象物件数は最も少ないこと、トンネル総延長は最も長いが海岸埋め立て工事が不要なため、施工期間が短く施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる沖縄県北部市町村会等から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 沖縄県名護市役所